


所管部課	企画財政部行政管理課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市事務改善提案制度規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市組織規則		
	部課機関	企画財政部企画課		
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正、職の設置及び設置された職の事務分掌が決定したことに伴い、東大和市事務改善提案制度規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第6条中「行政管理課長」を「企画財政部副参事（行政改革推進担当）（以下「行政改革推進担当副参事という。）」に改める。</p> <p>② 第7条、第8条、第9条及び第12条中にある「行政管理課長」を「行政改革推進担当副参事」に改める。</p> <p>③ 第8条第7項中「企画財政部行政管理課」を「企画財政部企画課」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>市の組織及び事務分掌に則して、当該規程の整合性を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年3月5日 職の設置及び事務分掌の決定（市長決裁）</p> <p>※文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。